

# 令和元年度 国民健康保険税の改正に

## ご理解をお願いします

国の税制改正により、国民健康保険税の軽減対象が拡大されます。

### ◆軽減対象の拡大

国民健康保険税は、前年中の所得が一定の基準以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減する制度があります。

5割軽減世帯と2割軽減世帯の対象となる基準額の計算方法が変わります。

### ◎5割軽減

被保険者数に乗ずる金額を27万5千円から28万円に改定します。

### ◎2割軽減

被保険者数に乗ずる金額を50万円から51万円に改定します。

なお、軽減措置を受けるための申請は不要です。

ただし、世帯主及び被保険者に所得未申告の方がある場合は、軽減措置

の対象になりませんので、必ず所得の申告をお願いします。

#### 【改正前】

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数 × 27万5千円) 以下
2割	33万円 + (被保険者数 × 50万円) 以下

#### 【改正後】

軽減割合	軽減判定所得
7割	33万円以下
5割	33万円 + (被保険者数 × 28万円) 以下
2割	33万円 + (被保険者数 × 51万円) 以下

\*軽減判定所得：世帯主及び被保険者の前年中の総所得金額等（賦課期日に資格を有する方）  
\*65歳以上の公的年金受給者の方は年金所得から15万円控除した金額で判定します。

◇2人世帯(夫婦58歳、57歳)の場合 軽減判定所得 2人合わせた所得 89万円

#### 【改正前】

軽減割合	判定の計算	該当
7割	33万円以下	×
5割	33万円 + (2人 × 27万5千円) = 88万円以下	×
2割	33万円 + (2人 × 50万円) = 133万円以下	○

#### 【改正後】

軽減割合	判定の計算	該当
7割	33万円以下	×
5割	33万円 + (2人 × 28万円) = 89万円以下	○
2割	33万円 + (2人 × 51万円) = 135万円以下	×

改正前は2割軽減世帯でしたが、改正後は5割軽減世帯になりました。

区分	改正前	改正後
医療分	58万円	61万円
後期支援金分	19万円	19万円
介護分 (40～64歳の方)	16万円	16万円
合計	93万円	96万円

### ◆課税限度額(上限額)の引き上げ

国の税制改正により、保険税の課税限度額が引き上げられました。  
市でも、国の基準に合わせて令和元年度分から医療分の課税限度額を3万円引き上げます。

国民健康保険にご加入の方へ  
所得の申告をお願いします

国民健康保険に加入している場合、国民健康保険税額や前期高齢者(70歳～74歳の方)の自己負担割合、高額療養費の自己負担限度額を正しく算出・判定するために、所得が無い方(遺族年金・障害者年金などの非課税所得のみの方も含む)についても必ず申告が必要です。まだ所得の申告をされていない方は、早めの申告をお願いします。  
なお、住民税の申告については、課税課までお問い合わせください。

### ■お問合せ

保険年金課

☎0297(21)2187

課税課

☎0297(21)2213